

【返戻金制度について】

雇用契約を締結した採用者が業務開始後、明らかに当該応募者の責による解雇もしくは契約解除、または当該応募者が自己都合によって退職または契約解除した場合は、次の基準により手数料の一部を返還致します。ただし、コンサルティングフィーのうち、未受領額がある場合には、以下返還額と相殺するものとし、相殺後にも残高がある場合には、甲は乙に対し、当該残高を支払うものとする。

- (1)業務開始日から起算して1ヶ月未満:コンサルティングフィーの80%相当額
- (2)業務開始日から起算して1ヶ月以上3ヶ月未満:コンサルティングフィーの50%相当額

長期インターンシップ契約を締結した応募者が業務開始後、明らかに当該応募者の責による解雇もしくは契約解除、または当該応募者が自己都合によって退職または契約解除した場合は、次の基準により手数料の一部を返還致します。ただし、コンサルティングフィーのうち、未受領額がある場合には、以下返還額と相殺するものとし、相殺後にも残高がある場合には、甲は乙に対し、当該残高を支払うものとする。

- (1)インターンシップ開始日から起算して2週間以内:コンサルティングフィーの50%相当額

なお、採用者が自己都合以外の理由で退職した場合(名目は自己都合であるが、本人の責に帰さない事由で退職した場合、整理解雇を含む会社都合退職又は本人の死亡等を含むが、これらに限られない)は、上記の報酬返還は適用されない。又、就職した者が、採用日以前に派遣などの形態で就職先において職務遂行経験があった場合であっても、上記の報酬返還は適用されない。

許可番号 29-ユ-300222
株式会社やるかやらんか
奈良県橿原市中町200番地の132